

---

プロジェクト **開示に関する取組み**

項目 **IASB 公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」へのコメントの検討**

---

## I. 本資料の目的

1. 国際会計基準審議会（IASB）は、2021年7月26日に公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」（以下「本公開草案」という。）（コメント期限2022年1月31日）を公表した。本公開草案は、要件を満たす子会社が開示要求を削減した形でIFRS基準を適用することを認める新しいIFRS基準書（以下「本基準書案」という。）を提案している。
2. 本資料は本基準書案の総論に対する初期的見解をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

## II. 本基準書案の総論に対する ASBJ 事務局の分析

3. 以下の観点から、本基準書案の提案について分析する。
  - (1) 適用範囲の制限について
  - (2) 公開草案「IFRS 基準における開示要求－試験的アプローチ」の影響

### **(適用範囲の制限について)**

#### ASBJ 事務局による議論のための結論

4. ASBJ 事務局は、本基準書案を適用できる企業の範囲に制限を設けることについて反対する。

#### 本基準書案の提案とその理由

5. 本基準書案は、その適用範囲について、公的説明責任を有しておらず、IFRS 基準に準拠した公表用の財務諸表を作成する親会社の子会社とすることを提案している（本基準書案第6項）。この提案において、以下の用語は次のとおり定義されている。
  - (1) 公的説明責任： 次のいずれかの場合、企業は公的説明責任を有している。（本基準書案第7項）

- ① 企業の負債性金融商品又は資本性金融商品が公開市場<sup>1</sup>で取引されているか又は公開市場での当該金融商品の発行の過程にある場合
  - ② 主要な事業の1つとして、外部者の広範なグループの受託者として資産を保有している場合<sup>2</sup>
- (2) 親会社：1つ又は複数の企業を支配している企業（IFRS 第10号「連結財務諸表」付録Aの定義と同じ）
  - (3) 子会社：他の企業に支配されている企業（IFRS 第10号「連結財務諸表」付録Aの定義と同じ）
6. 本基準書案は、前項のように提案する理由として、次の点を挙げている（本基準書案 BC16 項）。
- (1) 本プロジェクトの目的及び利害関係者からのフィードバックと整合的である。
  - (2) 削減した開示要求を望むのであれば、既に公的説明責任を有さない企業の利用者のニーズ及びコストと便益を考慮した IFRS for SMEs 基準がある。
  - (3) 子会社は IFRS 基準の適用に関してグループのリソースを利用できる。
  - (4) 利用者のニーズに対応して IFRS 基準の適用を選択したのであれば、IFRS 基準が要求する開示も重要である可能性が高い。
  - (5) 本プロジェクトは子会社を念頭においてアプローチを開発した。
  - (6) 本基準書案は新しいアプローチであり、子会社に範囲を限定することでアプローチの検証がしやすくなり、今後の適用範囲の拡大の検討が可能となる。
  - (7) 開示要求の免除を提案する新しい基準書の導入は慎重に行うべきである。
  - (8) IFRS 基準の認識及び測定の要求事項の変更が生じた場合、本基準書案を適用する公的説明責任を有さない企業がリソース不足により、発効日を遅らせるよう要望する懸念がある。

---

<sup>1</sup> 国内又は国外の証券取引所又は店頭取引市場（地方市場及び地域市場を含む。）

<sup>2</sup> 本基準書案は、ほとんどの銀行、信用組合、保険会社、証券ブローカー／ディーラー、投資信託会社及び投資銀行がこの要件を満たすであろうと述べている。

- (9) IFRS for SMEs 基準と競合する基準書とみられる可能性がある。一部の法域や融資者又は投資者が IFRS for SMEs 基準でなく、本基準書案の適用を要求する可能性がある。
7. 一方で、公的説明責任を有さない子会社に加え、他の公的説明責任を有さない企業へ範囲を拡大すべきであるとする見解に関して、本基準書案は、次の点を挙げている（本基準書案 BC15 項）。
- (1) 公的説明責任を有さない企業の財務諸表利用者のニーズをもとに開示要求を削減した本基準書案は、公的説明責任を有さない子会社以外にも望む可能性がある。
- (2) IFRS 基準を適用していない公的説明責任を有さない企業へ IFRS 基準の適用を促す可能性や、IFRS for SMEs 基準の適用を認めていない法域で本基準書案の適用が認められる可能性がある。
- (3) 中長期的に完全版 IFRS の適用を予定する公的説明責任を有さない企業（公開市場で取引される負債性金融商品又は資本性金融商品の発行の計画等）が本基準書案を適用することで便益を受けられる。
- (4) IFRS for SMEs 基準に対して、単純で適用が容易であることを望む意見がある一方、IFRS 基準の認識及び測定との要求事項の合致の優先を望む意見もある。すべての公的説明責任を有さない企業へ本基準書案の適用範囲を広げることで、IFRS for SMEs 基準の開発の方向性を設定しやすくなる可能性がある。
- (5) 法域の財務報告の枠組みに対して、より多くの選択肢を提供できる。

#### ASBJ 事務局による分析

8. IASB の「財務報告に関する概念フレームワーク」において、「IASB は一般目的財務諸表について、誰が作成しなければならないか、誰が作成すべきか、誰が作成できるのかを決定する権限はない」（BC3. 13）と述べられているとおり、IASB は、各法域において IFRS 基準の権威付けを行う役割を有していない。各法域の法令等に基づき作成する財務諸表に IFRS 基準を適用することを要求又は容認する場合に IFRS 基準の権威付けを行うのは、各法域における規制当局であり、これは各法域固有の事情に合わせて行われるものであると考えられる。
9. 本基準書案についても、IASB は誰がこの会計基準を適用できるのかを決定すべきではないと考えられる（IFRS for SMEs 基準についても、同様に考えられる）。IASB が本基準書案の範囲を定めないことにより、ある法域の規制当局が考える

あるべき適用範囲が IASB の考える適用範囲と異なる場合に、柔軟に対応することができるようになると考えられる。

10. また、我々の法域では、法令等に基づく財務諸表とは別に、自発的に IFRS 基準に基づき財務諸表を作成することがある。公的説明責任を有する子会社や、関連会社が、自発的に本基準書案に従い、開示を削減した財務諸表を作成する場合、提供すべき情報が開示を削減することを認める会計基準に従っているにも関わらず、適用範囲の条件を満たさないために IFRS 基準に準拠しないことになる。我々は、開示を削減することを認める会計基準を適用した旨が明確になっている限り、どのような企業が作成した情報であっても、その情報は IFRS 会計基準に準拠したものと認めるべきであると考ええる。
11. なお、我々が提案するように、本基準書案の適用範囲を定めないこととする場合であっても、IASB が本基準書案を開発するにあたり、適用することを想定した企業の範囲を示すことは関係者にとって有用であると考えられる。

#### **(公開草案「IFRS 基準における開示要求－試験的アプローチ」の影響)**

##### **ASBJ 事務局による議論のための結論**

12. 本基準書案は、公的説明責任を有しない企業の開示要求には開示目的を含めないことを提案しているが、IASB は現在、「開示に関する取組み：的を絞った基準レベルでの開示のレビュー」プロジェクトにおいて開示目的に基づく判断の行使を重視するアプローチを志向している。本基準書案の考え方と志向されているアプローチは両立しないように見受けられるが、これらの考え方を IASB がどのように両立させる予定であるのか（あるいは両立させない予定であるのか）について明確化すべきである。

##### **本基準書案の提案とその理由**

13. 本基準書案では、開示要求の開発に対するアプローチの例外のひとつとして、開示目的を含む一部の IFRS 基準書に関して、開示目的を本基準書案に含めると本基準書案を適用しなかった場合と同じ開示を提供することが企業に強制される結果となる可能性があると判断して、開示目的を本基準書案から除外することが提案されている（本基準書案 BC41 項）。
14. また、一般的にリソースが乏しいと考えられる公的説明責任を有しない企業に対して開示目的の適用を求めることは、公的説明責任を有する企業に比べて、コストが便益を上回ることが多いと考えられ、公的説明責任を有しない企業にとって

は、開示目的よりも開示要求事項のリストを適用するほうが容易であると IASB は見解を示している<sup>3</sup>。

#### ASBJ 事務局による分析

15. 現在公表されている公開草案「IFRS 基準における開示要求—試験的アプローチ」では、IFRS 基準における開示要求の開発に対する新しいアプローチとして、IFRS 基準の開示要求について、これまでチェックリスト的な実務につながると言われてきたアプローチを見直し、開示目的を定め、当該開示目的に基づく判断の行使を重視するアプローチを志向する提案を行っている。
16. 本基準書案において公的説明責任を有しない企業の開示要求には開示目的を含めないことを提案していることと、開示目的に基づく判断の行使を重視するアプローチは、両立しないように見受けられる。開示に関する取組みプロジェクトにおいて IFRS 基準が修正されることとなった場合に、IFRS for SMEs 基準も同様に修正されるのかどうか焦点になると考えられるが、これらの考え方を IASB がどのように両立させる予定であるのか(あるいは両立させない予定であるのか)について明確化すべきであると考えられる。

#### **ディスカッション・ポイント**

本基準書案の総論に対する ASBJ 事務局の初期的見解について、ご質問及びご意見があればいただきたい。

以 上

---

<sup>3</sup> IASB ボード会議 (2020 年 11 月開催) アジェンダ・ペーパー31A 第 5.3 項